

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第11条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係</p> <p>(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>11-1 法第11条第3項に規定する申告書(以下11-4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11-3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11-3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に提出するものとする。</p> <p><u>この場合において、一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11-2までにおいて同じ。)を経由して支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出するときは、これらの非課税申告書は、一の非課税申告書によることができる。</u></p> <p><u>なお、非課税申告書の提出は当初の1回で足り、当該非課税申告書に係る公社債等につきその提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(注) 金融機関等の営業所等の長は、非課税申告書の提出を受けて、法第11条</p>	<p>法第11条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係</p> <p>(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>11-1 法第11条第3項に規定する申告書(以下11-4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11-3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11-3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に、<u>かつ、その利子等の収入すべき日(記名の公社債等に係る利子等については、36-2に定める日、無記名の公社債等に係る利子等については、その支払を受ける日をいう。以下11-2までにおいて同じ。)の異なるごとに各別に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次によることができる。</u></p> <p>(1) <u>一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11-2までにおいて同じ。)から支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出する場合</u> これらの非課税申告書は、<u>一の書面によることができる。</u></p> <p>(2) <u>非課税申告書(上記(1)の取扱いによる申告書を含む。)に係る公社債等につき当該非課税申告書の提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする場合</u> 非課税申告書の提出は当初の1回で足り、<u>その後の各収入すべき日ごとの提出を要しない。</u></p> <p>(注) 1 <u>上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を提出する場合には、その旨及びその他必要な事項を非課税申告書の適宜の個所に記載するものとする。</u></p> <p>2 金融機関等の営業所等の長は、<u>上記(1)及び(2)の取扱いによる非課</u></p>

第1項及び第2項の規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

(非課税申告書の効力)

11-2 令第51条の3第1項((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は公益信託等の受託者(以下11-3までにおいて「公共法人等又は公益信託等の受託者」という。)が、11-1の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項及び第2項の規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは公益信託等の受託者が非課税申告書を提出した後に当該非課税申告書に係る公社債等につき振替口座簿への記載若しくは記録(以下11-3までにおいて「振替記載等」という。)の抹消又は保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は振替記載等の抹消若しくは保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。

法第36条《収入金額》関係

(振替記載等を受けた公社債)

36-3 社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替記載等を受けた公社債及び国債に関する法律又は廃止前の社債等登録法の規定により登録した公社債は、法第36条第3項に規定する無記名の公社債には該当しない。

税申告書の提出を受けて、法第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

(非課税申告書の効力)

11-2 令第51条の3第1項((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は公益信託等の受託者(以下11-3までにおいて「公共法人等又は公益信託等の受託者」という。)が、11-1の(2)の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項及び第2項の規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは公益信託等の受託者が非課税申告書(11-1の(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を含む。)を提出した後に当該非課税申告書に係る公社債等につき振替口座簿への記載若しくは記録(以下11-3までにおいて「振替記載等」という。)の抹消又は保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は振替記載等の抹消若しくは保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。

法第36条《収入金額》関係

(振替記載等を受けた公社債)

36-3 社債等振替法の規定により振替記載等を受けた公社債及び国債に関する法律又は廃止前の社債等登録法の規定により登録した公社債は、法第36条第3項に規定する無記名の公社債には該当しない。

法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

〔表5〕 非居住者に対する課税関係の概要

所得の種類 (所法 161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者 (所法 164 ①四)	源泉徴収 (所法 212① 213①)
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (所法 164 ①一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (所法 164①二、三)		
事業の所得 (所法 161 一)			【非課税】	無
資産の所得 (〃一)	【総合課税】 (注 1,2,3)		【総合課税】 (注 2,3,4,5)	無 (注 1,2,3,4)
その他の国内源泉所得 (〃一)	(所法 164 ①一)	(所法 164①二、三)	(所法 164 ①四)	無
組合契約事業利益の配分 (〃一の二)			【非課税】	20%

法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

〔表5〕 非居住者に対する課税関係の概要

所得の種類 (所法 161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者 (所法 164 ①四)	源泉徴収 (所法 212① 213①)
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (所法 164 ①一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (所法 164①二、三)		
事業の所得 (所法 161 一)			【非課税】	無
資産の所得 (〃一)	【総合課税】 (注 1,2,3)		【総合課税】 (注 2,3,4,5)	無 (注 1,2,3,4)
その他の国内源泉所得 (〃一)	(所法 164 ①一)	(所法 164①二、三)	(所法 164 ①四)	無
組合契約事業利益の配分 (〃一の二)			【非課税】	20%

土地等の譲渡対価 (〃一之三)	【源泉徴収の上総合課税】		10%	土地等の譲渡対価 (〃一之三)	【源泉徴収の上総合課税】		10%
人的役務の提供事業 の対価 (〃二)	(所法 164 ①一)	(所法 164①二、三)	20% (注 6)	人的役務の提供事業 の対価 (〃二)	(所法 164 ①一)	(所法 164①二、三)	20% (注 6)
不動産の賃貸料等 (〃三)			20%	不動産の賃貸料等 (〃三)			20%
利 子 等 (〃四)	【源泉徴収の上 総合課税】 (注 7,8,9,10,11)		15%	利 子 等 (〃四)	【源泉徴収の上 総合課税】 (注 7,8,9,10,11)		15%
配 当 等 (〃五)		【源泉分離課税】 (注 11)	20% (注 8, 9, 10)	配 当 等 (〃五)		【源泉分離課税】 (注 11)	20% (注 8, 9, 10)
貸付金 利 子 (〃六)	〔国内 事業 に帰 せら れる もの〕	〔国内 事業 に帰 せら れない もの〕	20%	貸付金 利 子 (〃六)	〔国内 事業 に帰 せら れる もの〕	〔国内 事業 に帰 せら れない もの〕	20%
使 用 料 等 (〃七)			20%	使 用 料 等 (〃七)			20%
給与その他の人的役務 提供に対する報酬 等、公的年金等、退 職手当等 (〃八)			20%	給与その他の人的役務 提供に対する報酬 等、公的年金等、退 職手当等 (〃八)			20%
事業の広告宣伝のため の賞金 (〃九)	(所法 164 ①一)	(所法 164 ①二、三)	20%	事業の広告宣伝のため の賞金 (〃九)	(所法 164 ①一)	(所法 164 ①二、三)	20%
生命保険契約に基づ く年金等 (〃十)		(所法 164② 一)	20%	生命保険契約に基づ く年金等 (〃十)		(所法 164② 一)	20%

定期積金の給付補てん金等 (「十一)				15%
匿名組合契約等に基づく利益の分配 (「十二)				20%

(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

なお、平成20年改正前の旧措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の軽減税率が適用される。また、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、平成20年改正法附則第43条の規定により、7%の軽減税率が適用される。

2 ～ 8 (省略)

9 平成20年改正前の旧措置法第9条の3の規定により上場株式等に係る配当等(当該配当等の支払に係る基準日において当該配当を支払う内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人がその内国法人から支払を受けるものを除く。)、公募証券投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10%、平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間は7%の軽減税率が適用され、平成21年1月1日以後は措置法第9条の3の規定により15%の税率が適用される。

なお、上記の配当等のうち、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に受けるものについては、平成20年改正法附則第33条の規定により7%の軽減税率が適用される。

10 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税又は申告分離課税(平成21年分以後)を受ける必要のない

定期積金の給付補てん金等 (「十一)				15%
匿名組合契約等に基づく利益の分配 (「十二)				20%

(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。なお、措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の優遇税率が適用される。

2 ～ 8 (同左)

9 措置法第9条の3の規定により、上場株式等に係る配当等(内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受けるものを除く。)については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10%、平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間は7%の優遇税率が適用され、平成21年4月1日以後は15%の軽減税率が適用される。また、公募証券投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間は7%の優遇税率が適用され、平成21年4月1日以後は15%の軽減税率が適用される。

10 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税を受ける必要のないいわゆる配当所得の確定申告不要制

いわゆる配当所得の確定申告不要制度の適用が認められる。

11 ～ 12 (省略)

13 措置法第41条の21の規定により、投資組合契約を締結している外国組
合員で当該投資組合契約に基づいて行う事業につき国内に恒久的施設を
有する者のうち一定の要件を満たすものについては、特例適用申告書を
提出することにより国内に恒久的施設を有しないものとみなされる。

法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係

(月払契約の生命保険料に係る証する書類)

196-4 月払契約の生命保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」
は、次に掲げる書類で足りるものとする。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

法第204条《源泉徴収義務》関係

(自動車のレーサーの範囲)

204-20の2 令第320条第3項に掲げる「自動車のレーサー」とは、自動車(原動
機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車をいう。以下この項に
おいて同じ。)の競走及び競技に出場する者をいうのであるから、四輪自動車の
レーサーのほか、二輪自動車及び三輪自動車のレーサーもこれに含まれることに
留意する。

(注) 令第320条第3項に掲げる「小型自動車競走の選手」とは、小型自動車競
走法第11条第1項((小型自動車競走の審判員等の登録))に規定する選手を
いう。

度の適用が認められる。

11 ～ 12 (同左)

法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係

(月払契約の生命保険料に係る証する書類)

196-4 月払契約の生命保険料 (196-3の(2)に掲げるものを除く。)に係る法
第196条第2項に規定する「証する書類」は、次に掲げる書類で足りるものとし
る。

- (1) (同左)
- (2) (同左)

法第204条《源泉徴収義務》関係

(自動車のレーサーの範囲)

204-20の2 令第320条第3項に掲げる「自動車のレーサー」とは、自動車(原動
機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車をいう。以下この項に
おいて同じ。)の競走及び競技に出場する者をいうのであるから、四輪自動車の
レーサーのほか、二輪自動車及び三輪自動車のレーサーもこれに含まれることに
留意する。

(注) 令第320条第3項に掲げる「小型自動車競走の選手」とは、小型自動車競
走法第8条第1項((登録))に規定する選手をいう。